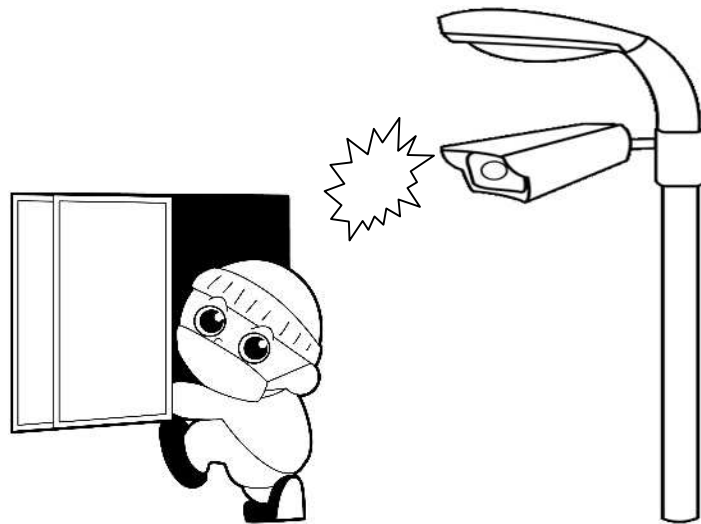


# 街頭防犯カメラ補助金 資料 (令和 8 年度：修繕費・移設費)



令和 8 年 4 月改訂版

江戸川区 危機管理部 地域防犯防災課

【問合せ先】

江戸川区 地域防犯防災課 防犯防災係

(所在地) 江戸川区中央 1 - 4 - 1

(電話) 03 - 5662 - 9018

(FAX) 03 - 3652 - 9891

(MAIL) [chiikibouhanbousai@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:chiikibouhanbousai@city.edogawa.tokyo.jp)

## 防犯カメラ維持管理事業(修繕費・移設費)

### 1 補助対象となる団体と主な要件等

#### 〔1〕補助対象

##### ・修繕費

不具合が生じている防犯カメラを正常な状態に戻すために必要な部材(内部基盤やレンズ、記録装置など)の交換や閲覧専用PC、モニター等の「一連の機器」の修繕費を指します。

設置時になかった新たな機能を追加するための経費は対象外になります。

##### ・移設費

設置時に予見できなかった事情による、やむを得ない防犯カメラの移設に係る経費を指します。

工事内容によっては補助の対象外になる可能性があるため、必ず事前に区の担当者にご相談ください。また、補助金制度の都合上、事業の修正等をお願いすることがあります。

#### 〔2〕補助条件

この補助金は地域団体が防犯カメラの修繕・移設を実施する事業のうち、次の要件の全てに該当するものに交付します。

以下のいずれかの補助金の交付を受けて設置したもの

ア 東京都地域における見守り活動支援事業補助金

イ 東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金

防犯活動等に引続き取り組んでいくこと

申請年度内に作業と代金の支払いの両方が完了できるもの

各設置業者の保証期間が過ぎているもの

#### 〔3〕補助率及び補助対象経費限度額

設置の際に交付を受けた補助金の内容によって、以下のように定めています。

地域における見守り活動支援事業補助金 総事業費の5/6の補助

町会・自治会等の地域団体又は町会+町会、町会+商店会等の連携団体で設置した防犯カメラが対象です。

上記以外の補助金 総事業費の2/3の補助

商店会のみで構成される団体で設置した防犯カメラが対象です。

補助対象経費限度額は防犯カメラ 1台あたり20万円となります。

ハードディスク交換(映像記録機器)の場合、1か所につき、

約5～8万円程度になります。

以上の事業内容は予定であり、今後、修正・変更が生じる可能性があります。最新の内容については、地域防犯防災課防犯防災係までお問合せください。

## 2 防犯カメラ修繕・移設の流れと提出締め切り

